

運転免許取得支援事業補助金

ドライバー不足に悩む市内運送事業者に対する補助制度を創設しました。

対象業種	①法人においては市内に事業所を有し、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「一般乗用旅客自動車運送事業」、「一般貨物自動車運送事業」、「貨物軽自動車運送事業」のいずれかの許可もしくは届け出を行い市内で事業を行っている事業者 ②市民バス等を運行している事業者 ③個人においては市内に住所を有し、①に掲げる許可もしくは届け出により、市内で事業を行っている事業者
補助対象	従業員の採用に際して、教習所において大型免許、中型免許、準中型免許及び第二種免許の取得のために負担した入学金、教習料、検定試験料その他の経費。（ただし、教習所の定める規定時間を超えた教習等に要する経費は対象外） ※他の補助金を受けた場合は、その金額を差し引いた経費
補助金額	補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て） 上限1人当たり10万円 ※1事業者につき3名以内

交付申請

○交付申請書(様式第1号)

※添付書類

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 事業所の市内での所在が分かる書類(経営・営業許可証、事業届書、履歴事項全部証明書等の写し)
- (3) 補助対象従業員を雇用している事を証する書類
- (4) 運転免許取得者の運転免許証の写し
- (5) 補助対象経費の支出を確認できる領収書等の写し
- (6) 市税の納税証明書又は未納がないことの証明書
- (7) 国、県等の同様の助成の額が分かる書類
- (8) 振込口座の通帳の写し

○交付請求書(様式第4号)

事業詳細・様式データ取得については
市のホームページをご覧ください

ホームページ
はこちら→

